

○農林水産省令第四十三号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十五年四月二十五日

農林水産大臣 亀井 善之

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。
別表二の一の項植物の欄中「第八まで」の下に
「及び第三十九」を加え、同表二の二の項植物の
欄中「ふくぎ属植物」の下に「付表第四十に掲げ
るものを除く。」を加え、付表に次のように加え
る。

三十九 アルゼンチン共和国から発送され、他
の地域を経由しないで輸入されるグレープフ
ルーツ、パレンシア種のスイートオレング
及びレモンの生果実であつて農林水産大臣が
定める基準に適合しているもの
四十 タイ王国から発送され、他の地域を経由
しないで輸入されるマンゴスチンの生果実で
あつて農林水産大臣が定める基準に適合して
いるもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。